

**【指定基準編】 介護サービス事業者自己点検表
(兼事前提出資料)**

訪 問 入 浴 介 護
及び
介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護

事業所番号	
施設の名称	
施設の所在地	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail	
法人の名称	
法人の代表者名	
管理者名	
主な記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日
(実地指導日)	令和 年 月 日

営業日														
営業時間								サービス提供時間						
利用定員								前年度平均利用者数						
	人							※			人			
前年度 利用状況 (月別)	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
	実人員													
	延人員													
	開所日数													

※前年度の平均利用者数＝延人員÷開所日数（小数点第2位以下を切上げ）

【参考】実人員は実際に該当月にサービスを利用した利用者の数、延人員は利用回数も人数として換算（例えば、1人の利用者が2回利用すれば2人と算出）する数

介護サービス事業者自己点検表の作成について

1 趣 旨

この自己点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

- ① 定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。
(「はい」又は「いいえ」のどちらかを消去する方法でも構いません。)
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑦ この自己点検表は訪問入浴介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防訪問入浴介護についても訪問入浴介護の運営基準等に準じて（訪問入浴介護を介護予防訪問入浴介護に読み替えて）一緒に自己点検してください。

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

条例	松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（令和2年条例第78号）
予防条例	松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（令和2年条例第76号）
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

平 18 厚労令 35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）
平 18 厚労告 127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）
平 18-0317001 号	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発・老振発・老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
平 27 厚労告 92	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 92 号）
高齢者 虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）

4 提出先・問合せ

松本市 健康福祉部 福祉政策課
 〒390-8620 松本市丸の内 3 番 7 号
 松本市役所 東庁舎 2F
 TEL : 0263 (34) 3287 FAX : 0263 (34) 3204
 e-mail : fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp

介護サービス事業者自己点検表 目次

項目	内 容	担当者 確認欄
第 1	一般原則	
1	一般原則	
第 2	基本方針	
2	訪問入浴介護の基本方針	
第 3	人員に関する基準	
3	用語の定義	
4	従業者の員数	
5	介護予防訪問入浴介護事業の人員基準	
6	管理者	
第 4	設備に関する基準	
7	設備及び備品等	
8	介護予防訪問入浴介護事業の設備基準	
第 5	運営に関する基準	
9	内容及び手続きの説明及び同意	
10	提供拒否の禁止	
11	サービス提供困難時の対応	
12	受給資格等の確認	
13	要介護認定の申請に係る援助	
14	心身の状況等の把握	
15	居宅介護支援事業者等との連携	
16	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	
17	介護予防サービス費の支給を受けるための援助	
18	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	
19	居宅サービス計画等の変更の援助	
20	身分を証する書類の携行	
21	サービスの提供の記録	
22	利用料等の受領	
23	保険給付の請求のための証明書の交付	
24	訪問入浴介護の基本取扱方針	
25	介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針	
26	訪問入浴介護の具体的取扱方針	
27	介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針	
28	喀痰吸引等について	
29	利用者に関する市町村への通知	
30	緊急時等の対応	
31	管理者の責務	
32	運営規程	
33	勤務体制の確保等	

34	業務継続計画の策定等	
35	衛生管理等	
36	掲示	
37	秘密保持等	
38	広告	
39	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	
40	苦情処理	
41	地域との連携	
42	事故発生時の対応	
43	虐待の防止	
44	会計の区分	
45	記録の整備	
46	電磁的記録等	
第6	変更の届出等	
47	変更の届出等	
第7	その他	
48	介護サービス情報の報告及び公表	
49	法令遵守等の業務管理体制の整備	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
第1 一般原則				
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	条例 第3条第1項 平11厚令37 第3条第1項	
	② 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例 第3条第2項 平11厚令37 第3条第2項	
第2 基本方針				
2 訪問入浴介護の 基本方針	事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。	はい・いいえ	条例第50条 平11厚令37 第44条	・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
	〔訪問入浴介護の基本方針〕 指定訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。			
介護予防訪問入浴介護の基本方針	〔介護予防訪問入浴介護の基本方針〕 指定介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。		予防条例 第4条 平18厚労令35 第46条	
第3 人員に関する基準				
3 用語の定義	【「常勤」（用語の定義）】 当該事業所における勤務時間数、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の帰出に関する法律（平成30年法律第76号）第23条第1項で規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制の事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、1の事業者によって行われる訪問入浴介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問入浴介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 ※併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機動訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間数に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。		平11老企25 第2の2の(3)	
	【「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義）】 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		平11老企25 第2の2の(4)	
	※「常勤換算方法」（用語の定義） 当該事業所の従業者の勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問入浴介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問入浴介護の介護職員と訪問介護の訪問介護員を兼務する場合、訪問入浴介護の介護職員の勤務時間数は、訪問入浴介護の介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。		平11老企25 第2の2の(1)	
4 従業者の員数	事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この点検表において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は次のとおりとします。		条例 第51条第1項 平11厚令37 第45条第1項 平11老企25 第3の2の1(1)	・職員履歴書 ・訪問介護員養成研修修了証明書 ・免許証（写） ・登録証（写） ・職務分担表又は辞令
	① 看護師又は准看護師（以下この点検表において「看護職員」という。）は1以上配置していますか。	はい・いいえ		
	② 介護職員を2以上配置していますか。	はい・いいえ		
5 介護予防訪問入浴介護事業の人員基準	事業所ごとに置くべき指定予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者の員数は次のとおりとします。		条例 第51条第2項 平11厚令37 第45条第2項	・職員名簿等 ・利用者台帳 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿
	① 看護師又は准看護師（以下この点検表において「看護職員」という。）は1以上配置していますか。	はい・いいえ	予防条例 第5条 第1項第2項 平18 厚労令35 第47条 第1項第2項	
	② 介護職員を1以上配置していますか。	はい・いいえ		
	③ 訪問入浴介護従業者のうち1人以上は常勤職員となっていますか。	はい・いいえ		
	※指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問入浴介護事業における看護職等の基準（「4 従業者の員数」の①から③）を満たすことをもって、指定介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		予防条例 第5条第3項 平18厚労令35 第47条第3項	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
6 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所で訪問入浴介護従事者としての職務に従事する場合 イ 他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合	はい・いいえ	条例第52条 平11厚令37 第46条 平11老企25 第3の2の1(2) 参照 (第3の1の1(3))	・職員勤務表 ・出勤簿 ・訪問入浴介護記録
第4 設備に関する基準				
7 設備及び備品等	① 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていますか。 ※ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 ※ 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要があります。	はい・いいえ	条例第53条第1項 平11厚令37 第47条第1項 平11老企25 第3の2の2(1) 平11老企25 第3の2の2(2)	・平面図 ・設備、備品台帳 ・浴槽、机、椅子、電話、手指洗浄設備等、車両（浴槽運搬用等）
	② サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられていますか。 ※ 指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要があります。 特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。 ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。	はい・いいえ	条例第53条第1項 平11老企25 第3の2の2(3)	
8 介護予防訪問入浴介護事業の設備基準	項目7と同様の基準を満たしていますか。 ※ 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問入浴介護事業における設備及び備品等の基準（上記1の①及び②）を満たすことをもって、指定介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。	はい・いいえ	予防条例第7条 平18厚労令35 第49条	
第5 運営に関する基準（★介護予防サービスも点検してください。）				
9 内容及び手続きの説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる必要な重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 訪問入浴介護従事者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等 ※ 同意は、利用者及び指定訪問入浴介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認してください。 ※ パンフレット等については、当該事業所が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、一体的に作成しても差し支えありません。	はい・いいえ	条例第65条 準用（第8条） 平11厚令37 第54条 準用（第8条） 平11老企25 第3の2の3(11)準用（第3の1の3(1)） 平11老企25 第3の2の3(11)準用（第3の1の3(2)）	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意書 ・（契約書等）
10 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	いない・いる	条例第65条 準用（第9条） 平11厚令37 第54条 準用（第9条） 平11老企25 第3の2の3(11)準用（第3の1の3(4)）	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
11 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問入浴介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第65条 準用（第10条） 平11厚令37 第54条 準用（第10条） 平11老企25 第3の2の3(11)準用（第3の1の3(4)）	・サービス提供依頼書
12 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。 ② 被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第65条 準用（第11条） 平11厚令37 第54条 準用（第11条） 平11老企25 第3の2の3(11)準用（第3の1の3(5)）	・サービス提供票 ・利用者台帳 ・（被保険者証の写）
13 要介護認定の申請に係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第65条 準用（第12条第1項） 平11厚令37 第54条 準用（第12条第1項） 平11老企25	・利用者台帳・名簿

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
			第3の2の3(11)準用(第3の1の3(6))	
	② 居宅介護支援が利用者にに対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第65条 準用(第12条第2項)	
14 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	条例第65条 準用(第13条) 平11厚令37 第54条 準用(第13条)	・利用者台帳 (・居宅支援経過) (・サービス担当者会議の要点)
15 居宅介護支援事業者等との連携	① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下この点検表において「居宅介護支援事業者等」という。)との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第65条 準用(第14条第1項) 平11厚令37 第54条準用(第14条第1項)	・情報提供票 ・終了に際しての注意書
	② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第65条 準用(第14条第2項)	
16 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第65条 準用(第15条) 平11厚令37 第54条 準用(第15条) 平11老企25 第3の2の3(11)準用(第3の1の3(7)) 施行規則 第64条	・(利用者の届出書) ・居宅サービス計画書(1)(2)
	※ 利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、利用申込者が居宅介護支援を受けることについてあらかじめ市町村に届け出ていない、または当該サービスが居宅サービス計画の対象となっていないときです。			
17 介護予防サービス費の支給を受けるための援助	利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。 また、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第15条 平18厚労令35 第49条の9 施行規則 第83条の9	
	※ 利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、利用申込者が介護予防支援を受けることについてあらかじめ市町村に届け出ていない、または当該サービスが介護予防サービス計画の対象となっていないときです。			
18 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例第65条 準用(第16条) 平11厚令37 第54条 準用(第16条)	・居宅サービス計画書 (1)(2) ・週間サービス計画表 ・サービス提供票 ・利用者台帳
19 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第65条 準用(第17条) 平11厚令37 第54条 準用(第17条) 平11老企25 第3の2の3(11)準用(第3の1の3(8))	・サービス計画表 ・サービス提供票 (変更があったかの確認) ・業務マニュアル
	※ 「利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合」には、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問入浴介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。			
	※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行ってください。			
20 身分を証する書類の携行	訪問入浴介護従業者に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	はい・いいえ	条例第65条 準用(第18条) 平11厚令37 第54条準用(第18条) 平11老企25 第3の2の3(11) 準用(第3の1の3(9))	・実態確認 ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル ・身分を証する書類
	※ 当該証書には、当該訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名を記載するものとし、訪問入浴介護従業者の写真の貼付けや暗印の記載を行うことが望ましいです。			
21 サービスの提供の記録	① サービスを提供した際には、訪問入浴介護の提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。	はい・いいえ	条例第65条準用(第19条第1項) 平11厚令37 第54条準用(第19条第1項) 平11老企25 第3の2の3(11) 準用(第3の1の3(9))	・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画 ・業務日誌 ・訪問入浴介護記録
	※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。			

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	※ 記載すべき必要事項には、次におけるものが考えられます。 ・訪問入浴介護の提供日 ・サービスの内容 ・保険給付の額 ・その他必要な事項		の3(10)①)	
	② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録（サービス提供記録、業務日誌等）するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	はい・いいえ	条例第65条準用（第19条第2項） 平11老企25第3の2の3(11)準用（第3の1の3(10)②）	
	※ 提供した具体的なサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです ・サービスの提供日 ・具体的なサービスの内容 ・利用者の心身の状況 ・その他必要な事項			
	※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。		条例第60条第2項	
22 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。	はい・いいえ	条例第54条第1項 平11厚令37第48条第1項	・サービス提供票、別表 ・領収証控
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第54条第2項 平11厚令37第48条第2項	・運営規程（利用料その他の費用の確認） ・サービス提供票、別表 ・領収証控
	※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる訪問入浴介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 利用者へ、当該事業が訪問入浴介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問入浴介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ 会話が訪問入浴介護の事業の会計と区分されていること。		平11老企25第3の2の3(1)①準用（第3の1の3(11)②）	
	③ 上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費 イ 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用	はい・いいえ 事例なし	条例第54条第3項 平11厚令37第48条第3項	・重要事項説明書 ・運営規程（実施区域の確認） ・領収証控 ・車両運行日誌
	※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。		平11老企25第3の2の3(1)②	
	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第54条第4項 平11厚令37第48条第4項 平11老企25第3の2の3(1)①準用（平11老企25第3の1の3(11)④）	・説明文書 ・利用申込書 ・同意書
	⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法第41条第8項	・領収証控
	⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はい・いいえ	施行規則第65条	
	※ 医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスをあわせて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。			
	〔参考〕 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡）			
	※ 領収証の記載内容は、上記事務連絡の別添様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。			
23 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第65条準用（第21条） 平11厚令37第54条準用（第21条） 平11老企25第3の2の3(4)準用（第3の1の3(12)）	・サービス提供証明書（控）（介護給付費明細書代用可）

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
24 訪問入浴介護の 基本取扱方針	① 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行っていますか。	はい・いいえ	条例 第55条第1項 平11厚令37 第49条	・訪問入浴介護 計画書 ・評価を実施した記録
	② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	条例 第55条第2項	
25 介護予防訪問入 浴介護の基本取 扱方針	① 介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第37条第1項 平18厚労令35 第56条第1項	
	② 自らその提供する介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第37条第2項 平18厚労令35 第56条第2項	
	③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい・いいえ	予防条例 第37条第3項 平18厚労令35 第56条第3項	
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。	はい・いいえ	予防条例 第37条第4項 平18厚労令35 第56条第4項	
26 訪問入浴介護の 具体的取扱方針	① サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか。	はい・いいえ	条例第56条 第1項第1号 平11厚令37 第50条第1号 平11老企25 第3の2の3(2) ①	・訪問入浴介護 記録 ・業務日誌
	※ 利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は利用者の希望により「清しき」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービスの提供に努めてください。			
	② サービスに当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む。）について理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	条例第56条 第1項第2号 平11厚令37 第50条第2号 平11老企25 第3の2の3(2) ②	・業務マニュアル
	③ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第56条 第1項第5号 平11厚令37 第50条第1項 第5号	・研修受講修了 証明書 ・研修参加記録 ・研修計画表 ・出張命令書 ・研修会資料
	※ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。			
	④ サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としていますか。	はい・いいえ	条例 第56条 第1項第6号 平11厚令37 第50条第1項 第6号 平11老企25 第3の2の3(2) ③	・訪問入浴介護 記録 ・業務日誌 ・履歴書 ・研修参加記録 等 ・職務分担表又は 辞令 ・業務日誌 ・主治の医師の 意見確認書類
	※ ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認してください。			
27 介護予防訪問 入浴介護の具 体的取扱方針	⑤ サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して、安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備・器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。	はい・いいえ	条例第56条 第1項第7号 平11厚令37 第50条第7号 平11老企25 第3の2の3(2) ④	・定期消毒の記 録等 ・業務マニュアル
	※ 「サービスの提供に用いる設備・器具その他の用品」の安全衛生については、次の点に留意してください。 ア 浴槽など利用者の身体に直接に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。 イ 皮膚に直接に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか、個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。 ウ 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。			
27 介護予防訪問 入浴介護の具 体的取扱方針	① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第38条第1項 第1号 平18厚労令35 第57条第1項 第1号	・訪問入浴介護 記録 ・業務日誌
	② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第38条第1項 第2号 平18厚労令35 第57条第1項 第2号	・業務マニュアル
	③ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第38条第1項 第5号 平18厚労令35 第57条第1項 第5号	・研修受講修了 証明書 ・研修参加記録 ・研修計画表 ・出張命令書 ・研修会資料
	④ サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としていますか。	はい・いいえ	予防条例 第38条第1項 第6号	・訪問入浴介護 記録 ・業務日誌

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	※ ただし、利用者の身体状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合において、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。		平 18 厚 労 令 35 第 57 条 第 1 項 第 6 号	・履歴書 ・研修参加記録等 ・職務分担表又は辞令 ・業務日誌 ・主治の医師の意見確認書類
	⑤ サービスの提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 38 条 第 1 項 第 7 号 平 18 厚 労 令 35 第 57 条 第 1 項 第 7 号	・定期消毒の記録等 ・業務マニュアル
28 喀痰吸引等について（該当事業所のみ記入してください）	① 介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。 ② 事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。） ③ 介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。 また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェック）。 ☐ 医師の指示書が保管されている。 ☐ 指示書は有効期限内のものとなっている。（有効期限は6か月） ④ 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状態に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 ⑤ 対象者の希望や医師の指示、心身の状態等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 ⑥ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 ⑦ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護士・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 ⑧ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 ⑨ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	はい・いいえ 事例なし はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 2、48 条の 3 同法施行規則 第 26 条の 2、第 26 条の 3 平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号 厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」	・認定証、資格証 ・喀痰吸引の記録 ・安全委員会の記録
29 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村にその旨を通知していますか。 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ 事例なし	条例第 65 条 準用（第 26 条） 平 11 厚 令 37 第 54 条 準用（第 26 条） 平 11 老 企 25 第 3 の 2 の 3（4） 準用（第 3 の 1 の 3（15））	・市町村に送付した通知に係る記録
30 緊急時等の対応	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ※ 協力医療機関については、次の点に留意してください。 ア 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	はい・いいえ	条例第 57 条 平 11 厚 令 37 第 51 条 平 11 老 企 25 第 3 の 2 の 3（3）	・契約書 ・運営規程 ・利用者台帳 ・訪問入浴介護の記録 ・緊急時対応マニュアル等
31 管理者の責務	① 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 ② 管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ はい・いいえ	条例 第 58 条 平 11 厚 令 37 第 52 条 平 11 老 企 25 第 3 の 2 の 3（4）	・組織図・組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌
32 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ サービスの利用に当たっての留意事項 キ 緊急時等における対応方法	はい・いいえ	条例第 59 条 平 11 厚 令 37 第 53 条	・運営規程

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	ク 虐待の防止のための措置に関する事項 ケ その他運営に関する重要事項 ※ エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問入浴介護に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問入浴介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 ※ オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※ カの「サービス利用に当たっての留意事項」とは、利用者が当該サービスの提供を受ける際の、利用者側の留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指します。		準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3(19)③） 準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3(19)④） 平 11 老企 25 第 3 の二の 3(5)	
33 勤務体制の確保等	① 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 ※ 雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働契約の期間に関する事項 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時間と関係に関する事項 ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む） ⑦昇給の有無（※）、⑧退職手当の有無（※） ⑨賞与の有無（※）、⑩相談窓口（※） ※ 非常勤職員のうち、短時間労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。	はい・いいえ	労働基準法第 15 条	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・研修受講修了証明書 ・研修計画・出張命令 ・研修会資料
	② 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしてください。	はい・いいえ	条例第 65 条 準用（第 31 条第 1 項） 平 11 厚令 37 第 53 条の 2 準用（第 30 条） 平 11 老企 25 第 3 の二の 3(11) 準用（第 3 の一の 3(21)①）	
	③ 事業所ごとに、当該事業所の訪問入浴介護従業者によってサービスを提供していますか。 ※ 当該事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約、労働者派遣法で規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指します。	はい・いいえ	条例第 65 条 準用（第 31 条第 2 項） 平 11 老企 25 第 3 の二の 3(11) 準用（第 3 の一の 3(21)②）	
	④ 訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。その際、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 ※ 研修機会を実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 当該義務づけの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者としてとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修修了者又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務づけの適用については、採用後 1 年間の猶予期間を設けるとし、採用後 1 年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします。	はい・いいえ	条例第 65 条 準用（第 31 条第 3 項） 平 11 老企 25 第 3 の二の 3(4) 準用（第 3 の一の 3(20)③）	
	⑤ 適切な訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ		
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 ◎ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 α 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発		平 11 老企 25 第 3 の二の 3(4) 準用（第 3 の一の 3(21)④）	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 ロ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者あらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ 事業主が請じることが望ましい取組について			
	パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が請すべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。			
34 業務継続計画の 策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 65 条 準用（第 31 条の 2 第 1 項） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 30 条の 2 第 1 項）	・業務継続計画 ・非常災害計画 ・感染症の予防及びまん延防止のための指針
	② 訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	条例第 65 条 準用（第 31 条の 2 第 2 項） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 30 条の 2 第 2 項）	
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 65 条 準用（第 31 条の 2 第 3 項） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 30 の 2 第 3 項）	
	※ 訪問入浴事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して訪問入浴介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合は、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。		平 11 老企 25 第 3 の二の 3 (7) ①	
	※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携		平 11 老企 25 第 3 の二の 3 (7) ②	
	※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかわる理解の促進を行うものとし、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年 1 回以上）な教育を開催するとともに、新規採用等には研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。		平 11 老企 25 第 3 の二の 3 (7) ③	
	※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年 1 回以上）に実施するものとし、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		平 11 老企 25 第 3 の二の 3 (7) ④	
35 衛生管理等	① 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 65 条 準用（第 32 条第 1 項） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 31 条） 労働安全衛生法第 66 条	・洗濯の記録 ・支出関係の証拠書類 ・健康診断の記録 ・衛生マニュアル等
	※ 常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回（ただし、深夜業労働者等は 6 ヶ月以内ごとに 1 回）、定期健康診断を実施しなければなりません。			
	② 事業所の訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 65 条 準用（第 32 条第 2 項） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 31 条第 2 項）	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。		条例 第 60 条第 2 項 【市独自基準】	
	※ 苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成 12 年 6 月 7 日厚労省通知）を参考としてください。			
	③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会（実地指導）に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 65 条 準用（第 38 条第 3 項）	
	④ 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 65 条 準用（第 38 条第 4 項）	
	⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 65 条 準用（第 38 条第 5 項）	
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 65 条 準用（第 38 条第 6 項）	
41 地域との連携	① 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	条例第 65 条 準用（第 39 条第 1 項） 平 11 厚令 37 第 58 条準用 （第 36 条の 2 第 1 項） 平 11 老企 25 第 3 の二の 3(11) 準用（第 3 の一の 3(29)①）	・苦情に関する記録
	※ 介護福祉員を派遣する事業を積極的に行う等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護福祉員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。			
	② 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問入浴介護の提供を行うよう努めていますか。	はい・いいえ 該当なし	条例第 65 条 準用（第 39 条第 2 項） 平 11 老企 25 第 3 の二の 3(11) 準用（第 3 の一の 3(20)②）	
	※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問入浴介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に訪問入浴介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、「提供拒否の禁止」の項目での正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域への要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。			
42 事故発生時の対応	① 利用者に対する訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 65 条 準用（第 40 条） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 37 条）	・事故対応マニュアル ・事故記録
	② 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めてありますか。	はい・いいえ	準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3(30)①）	
	③ ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ 事例なし	準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3(30)）	
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。			
	※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。		条例 第 60 条第 2 項 【市独自基準】	
	④ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3(30)②）	
	※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償能力を有することが望ましいです。			
	⑤ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい・いいえ 事例なし	準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3(30)③）	
43 虐待の防止	① 当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図っていますか。 ※検討項目 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	はい・いいえ	条例第 61 条 準用（第 40 条の 2 第 1 項第 1 号） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 37 条の 2 第 1 項第 1 号） 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(31)①	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
(高齢者虐待防止法)	※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確するとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家等を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事例については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であると限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。			
	② 当該訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 ※指針には、次の項目を盛り込んでください。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	はい・いいえ	条例第61条 準用(第40条の2第1項第2号) 平11厚令37第54条 準用(第37条の2第1項第2号) 平11老企25第3の1の3(31)②	
	③ 当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	条例第61条 準用(第40条の2第1項第3号) 平11厚令37第54条 準用(第37条の2第1項第3号) 平11老企25第3の1の3(31)③	
	従業員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問入浴介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底していくためには、当該指定訪問入浴介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時にも必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施内容は、事業所内での研修で差し支えありません。			
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同じの従業員が務めることが望ましい。	はい・いいえ	条例第61条 準用(第40条の2第1項第4号) 平11厚令37第54条 準用(第37条の2第1項第4号) 平11老企25第3の1の3(31)④	
	※ 当該事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染症対策の知識を有する者については、外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確するとともに、感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当(*)の兼務や他の事業所・施設等との担当(*)の兼務については、担当者としての職務に支障がないよう差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられるものを選任すること。 * 身体が拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)、感染対策担当者(看護師が望ましい)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者			
(高齢者虐待防止法)	※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、訪問入浴介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 ・虐待の未然防止 指定訪問入浴介護事業所は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供に当たることが必要であり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・虐待等の早期発見 指定訪問入浴介護事業所の従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事業を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいものです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問入浴介護事業者は当該通報の手続きを迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次掲げる事項を実施するものとします。		準用(平11老企25第3の1の3(31))	
	⑤ 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 【養護者(養介護施設従事者等)による高齢者虐待に該当する行為】 ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 養護者又は高齢者の親族が(要介護施設従事者等が)当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条	
	⑥ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市町村に通報していますか。	はい・いいえ 該当なし	高齢者虐待防止法第7条、第21	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	⑦ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第20条	
44 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日 老衛第8号） イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日 老振発第18号） ウ 「介護保険・高齢者保健増進事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日 老高発第0329第1号）	はい・いいえ	条例第65条 準用（第41条） 平11厚令37 第54条 準用（第38条） 準用（平11老 企25第3の一 の3（32））	・会計関係書類
45 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 ② 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間（身体的拘束等・苦情・事故については5年間）保存していますか。 ア 提供した具体的なサービスの内容等の記録 イ 身体的拘束等の記録 ウ 市町村への通知に係る記録（項目29参照） エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。	はい・いいえ はい・いいえ	条例第60条 平11厚令37 第53条の2 平11老企25 第3の二の3¹⁰ 参照（第3の一 の3（33））	・職員名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・訪問入浴介護計画書 ・サービス提供証明書 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録
46 電磁的記録等	① 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、書面（被保険者証に関するものを除く）の作成、保存等を電磁的記録により行う場合、次のいずれにも適合していますか。 ア 電磁的記録による作成は事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調整する方法によること。 イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 - 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法 - 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法 - 交付、説明、同意、承諾等のうち、書面に代えて電磁的方法により行う場合、事前に利用者等の承諾を得ていますか。 ※ 電磁的方法による交付は、援基第6条第2項から第8項までの規定に準じた方法によること。 ※ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。 ※ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面による署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。	はい・いいえ	条例第34条 平11厚令38号 第31条	
第6 変更の届出等				
47 変更の届出等	① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長（高齢者福祉課）に届け出ていますか。 ※ 指定訪問入浴介護事業所において、変更があった場合に届出が必要な事項は次のとおりです。 - 事業所の名称及び所在地 - 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 - 申請者の登記事項証明書又は条例等 - 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要 - 利用者の推定数 - 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 - 運営規程 - 指定居宅サービス等基準第五十一条（緊急時等の対応）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ※ 「介護給付費算定に係る体制編」に係る加算等の届出については、算定する月の前月15日までに届出が必要です。	はい・いいえ 事例なし	法第75条第1項 施行規則 第131条 施行規則 第131条第1項第2号 平12老企36 第一の1（5）	
	② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（高齢者福祉課）に届け出ていますか。	はい・いいえ 事例なし	法第75条第2項	
第7 その他				
48 介護サービス情報の報告及び公表	長野県（長野県社会福祉協議会）へ基本情報と運営情報を報告するとともに介護サービス情報公表システムの当該事業所に関するページ内容の見直しを行っていますか。	はい・いいえ	法第115条の35 第1項 施行規則 第140条の44	

基準項目			
業務継続計画	計画の策定	あり・なし	
	研修実施日 (直近1回分を記載)		
	訓練実施日 (直近1回分を記載)		
感染対策	指針の整備	あり・なし	
	委員会開催日 (直近2回分を記載)		
	研修実施日 (直近1回分を記載)		
	訓練実施日 (直近1回分を記載)		
虐待防止	指針の整備	あり・なし	
	委員会開催日		
	研修実施日 (直近1回分を記載)		
	担当者氏名		